

## 明 細 書

平成 30 年 5 月 12 日

### 1 作成者

住所（フリガナ）：(〒049-4397) 北海道瀬棚郡今金町字今金 141 番地（ホッカイドウセタ  
ナゲンイマカネチョウアザイマカネ 141 バンチ）

名称（フリガナ）：今金町農業協同組合（イマカネチョウノウギョウキョウドウクミアイ）

代表者（管理人）の氏名及び役職：今金町農業協同組合代表理事組合長 小田島 親守

ウェブサイトのアドレス：<https://www.ja-imakane.or.jp/>

### 2 農林水産物等の区分

区分名：第 1 類 農産物類

区分に属する農林水産物等：野菜類（馬鈴しょ）

### 3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：今金男しゃく（イマカネダンシャク）、Imakane Danshaku

### 4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲：北海道瀬棚郡今金町及び久遠郡せたな町

### 5 農林水産物等の特性

「今金男しゃく」は、ライマン価（デンプンの含有率）が他産地の男爵品種の平均値より約 1 割程度高く、ホクホクした食感と自然にとける舌触りの良さが特徴の馬鈴薯であり、外観についても皮が白く色目も美しい。

また、種子馬鈴薯農家と食用馬鈴薯農家を分ける専門栽培を行い、採種の種となる原種までも種子馬鈴薯農家（原種馬鈴薯専門農家）が栽培している。そのため、種子馬鈴薯から今金町で管理することが可能となり、「今金男しゃく」は品質にばらつきが少ない。

さらに、厳しい選果基準を設けており、形状や外観が良いことから皮むきを行った際の歩留まりも高い。

このような品質の高さから青果市場関係者からは、品質、食味ともにトップクラスとの評価を受けており、他産地の男爵品種に比べて 2 割以上高値で取引されている。

### 6 農林水産物等の生産の方法

「今金男しゃく」の生産方法は、以下のとおりである

#### (1) 品種

男爵とする。

#### (2) 栽培方法

種子馬鈴薯農家が栽培した無病の種馬鈴薯を用い、毎年全て更新する。

収穫前に抽出による測定を行い、ライマン価が 13.5%以上の基準に達した圃場のみ収穫する。

### (3) 出荷規格

腐敗及び皮剥け防止のため、出荷前に一週間程度の風乾貯蔵を行う。

出荷時は空洞検査による品質確認を行う。

皮剥けや傷による、品質の低下を確認した場合は「今金男しゃく」として出荷しない。

### (4) 最終製品としての形態

「今金男しゃく」の最終製品としての形態は、青果（馬鈴しょ）である。

## 7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

今金町は北海道渡島半島の北部に位置し、昼夜の寒暖差が大きい内陸性気候である。

渡島半島には、有珠山の火山噴火等によって形成された水はけが良い肥沃な地帯が広がっており、この気候と土壌条件が馬鈴薯の生育に適している。今金町では、1891年（明治24年）頃から馬鈴薯の生産を開始したが、皮が白い馬鈴薯は当時から市場で高く評価された。

1967年（昭和42年）には、種子馬鈴薯生産農家と食用馬鈴薯生産農家を区別し、種子馬鈴薯生産に必要な技術や知識を習得した生産農家が種子馬鈴薯を専門に栽培する体制を整え、平成元年からは、空洞検査の実施、平成6年にはライマン価が13.5%以上のもののみを出荷することとし更なる品質向上に取り組んだ。

また、出荷する前に生産者は必ず一週間程度の風乾貯蔵を行い、JA今金町に出荷された後にも5日間以上の風乾貯蔵を行うことで皮剥けや傷を防止し、収穫後の品質保持にも努めている。

出荷後も頻繁に出荷先の市場・小売店に足を運び「今金男しゃく」の品質を直接確認しているほか、出荷基準をクリアした証明として黄金シールを箱に入れるなど産地証明にも力を入れ、生産現場だけでなく市場における品質の維持向上にも取り組み、市場関係者のみならず消費者からも信頼を得ている。

## 8 農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績

今金町では消費者に人気が高い「男爵」が北海道における優良品種に選定されたことを契機に、1953年（昭和28年）から作付けする馬鈴薯を「男爵」のみに統一した。

1955年（昭和30年）には、共同選別作業導入によって均一な品質のものが出荷可能となったことから「今金男しゃく」の名前で市場に出荷を開始し、その後も産地全体で様々な品質向上の取り組みを継続してきた。

1967年（昭和42年）の専門栽培初年度は、面積245ha（食用75ha、種子170ha）で5,500tの生産であったが、2017年（平成29年）には面積375ha（食用307ha、種子68ha）で約12,000tと生産を拡大している。

道内の他産地に比べて生産量は少ないが、主要な出荷先である関東、東海市場では、その品質の高さと希少性からブランド産地として地位を確立しており、平成30年には地域

団体商標にも登録されている。

9 法第 13 条第 1 項第 4 号ロ該当の有無等

(1) 法第 13 条第 1 項第 4 号ロ該当の有無

申請農林水産物等の名称は、法第 13 条第 1 項第 4 号ロに

該当する

商標権者の氏名又は名称： 今金町農業協同組合

登録商標： 今金男しゃく（いまかねだんしゃく）

指定商品又は指定役務 31 類

北海道瀬棚郡今金町及びその周辺地域で生産された男しゃく種のじゃがいも

商標登録の登録番号： 第 6031227 号

商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、当該商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日についても記載する。）： 登録日 平成 30 年 3 月 30 日 期限日 令和 10 年 3 月 30 日

該当しない

(2) 法第 13 条第 2 項該当の有無（（1）で「該当する」欄にチェックを付した場合に限る。）（注 10）

法第 13 条第 2 項第 1 号に該当

【専用使用権】

専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

専用使用権は設定されていない。

法第 13 条第 2 項第 2 号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

専用使用権は設定されていない。

法第 13 条第 2 項第 3 号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

専用使用権は設定されていない。

10 連絡先（文書送付先）

